

令和 8 年度事業計画

自 令和 8 年 7 月 1 日

至 令和 9 年 6 月 30 日

基本方針

中東情勢の悪化に伴う原油の供給不足問題、それに伴う様々な物価の高騰が日本のみならず全世界に波及している今日です。国内では昨年、女性初の首相である高市政権が発足し、高い支持率を背景に新しい分野を切り開こうとしています。

また、近年、所有者不明土地問題を解消するため、相続登記や住所等の変更登記の申請義務化並びに相続土地国庫帰属制度の施行など、国民生活に深く関わる制度が相次いで大きく変革しています。これに伴い、土地家屋調査士を取り巻く環境も時代の潮流に呼応して急速な変化の渦中にあります。

一方、昨年 11 月に設立 40 年の節目を迎えた当協会が、複雑化する世界情勢や国内の社会経済状況を鑑み、不動産の権利の明確化と安全な取引の基盤となる「登記の専門家集団」としての社会的使命を果たし続けていくためには、市町村が抱える諸問題に今後も積極的に支援していく必要があります。

さて、令和 7 年度及び 8 年度法務局地図作成業務については、福岡市及び北九州市ともに落札することができ、現在、2 年目作業の境界立会や境界標設置等を順調に進めています。

狭あい道路解消については、「狭あい道路解消シンポジウム」が次年度に九州で開催される予定になっており、これに向けて狭あい道路解消業務の推進にも引き続き努めてまいります。

さらには、全調政連においては、道路内民有地の解消に向けた業務推進を今後の目標としているようです。当協会においても、このように新たな業務の推進を提案し、突き進んでいく必要があると考えております。その点、南部地区の区域においては、社員の努力もあって新たに官民境界確認補助業務が始まりました。この業務が県全体に波及するよう努めてまいります。

加えて、今後の市町村への積極的アプローチとして、予算執行の平準化と事務負担軽減を提案し、年間単価契約を全県下で進めていくことを検討していきます。

社員数の減少や高齢化等の問題を踏まえた組織の見直しや協会運営の合理化等の諸問題についても引き続き検討していき、スマートで充実した組織運営を目指します。

以上の基本方針を踏まえた今年度の事業計画の詳細は以下のとおりです。

令和 8 年度重点施策

- 1 公益法人制度改革への対応
- 2 実態に即した協会組織の適正かつ円滑な運営の確保
- 3 研修会等を通じての社員の意識向上及び官公署への協会業務の普及啓発
- 4 財務の安定を目指した方策の研究及び実施
- 5 新たな公益充実資金についての研究
- 6 業務管理システムの状況報告記載内容の充実を周知徹底
- 7 積極的な業務推進

各部会における具体的活動

1 総務部

- (1) 公益社団法人に係る最新情報の収集
- (2) 定款・諸規則の周知徹底
- (3) D X 等を活用した合理的な組織運営
- (4) ホームページの適切な運営
- (5) 効率的な事務局運営
- (6) 社員の入退会に関する運営
- (7) 適正委員会の運営

2 業務部

- (1) 公共嘱託登記に係る受託業務
 - ア 官公署等からの依頼を受けて、不動産登記に係る土地又は家屋に関する調査、測量等を行うとともに、嘱託登記を代理する。
- (2) 地図作成の促進等に係る受託事業
 - ア 地籍調査事業等に係る調査・測量等に携わる。
 - イ 法務局地図作成事業等に携わる。
- (3) 境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業
 - ア 不動産の表示に関する登記の適正かつ迅速な処理に寄与する為、官公署及び一般市民に対する協会業務の啓発活動を行う。
- (4) 地図混乱地区・未登記道路等の情報提供事業
 - ア 地図混乱地区・未登記道路等の情報を官公署等へ提供する。
- (5) 災害支援事業による地域支援
 - ア 県及び市町村への災害支援事業の推進を図る。
- (6) 業務処理
 - ア 報酬額運用基準の見直しを行う。
 - イ 業務処理における事故対応の検討を行う。
- (7) 研修
 - ア 研修制度の研究及び研修事業の企画運営並びに協会の普及啓発を行う。

イ 公益目的事業の企画・運営・研究を行う。

(8) 業務推進

ア 発注実績がない官公署に対する業務推進を強化し、新たな発注先の官公署の開拓及び官民境界確認補助業務を始め新たな業務の研究を行う。

3 経理部

(1) 公益法人会計基準に基づく適正・迅速な事務処理

(2) 予算の効率的な執行、財務安定運営のための方策及び次年度予算の検討

(3) 会計事務に関する規則・規程の検討

4 業務管理委員会

(1) 業務管理に関する諸規則の検討

ア 適正かつ合理的な業務管理を検討し、必要に応じて諸規則の改正案を提案する。

(2) 地区業務管理委員会への助言及び指導

ア 従たる事務所業務管理規程第2条各項の理解を徹底する。

イ 工程管理者の適正な選任及び工程管理報告の徹底を図る。

(3) 業務管理システムに係る運営方法の検討

ア 状況報告の記載内容の充実について周知徹底を図る。

イ 年度内業務に係る管理を徹底する。

(4) 社員の資質向上のための対応

ア 公益法人の社員としての責務の重要性を協会内に浸透させるため、関係部署と連携し、その方策を検討・提案する。